

事業主
(法人・個人)
の皆さんへ

固定資産(償却資産)の

申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

令和4年1月1日(賦課期日)現在において償却資産を所有している方は、1月31日(月)までに下記の申告窓口へ申告してください。

【主な留意点】

- ① 法人税または所得税の申告において減価償却が終了しているも、事業に使用し続けている限りは償却資産申告の対象となります。
 - ② 決算期ごとに取得した資産ではなく、あくまで令和4年1月1日現在所有している事業用資産が申告の対象となります。
 - ③ 申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。個人事業主の方は、12桁の番号を記入のうえ、本人確認書類とあわせて申告ください。
- 法人の場合は、13桁の番号を記入のうえ、申告ください。

④ 電子申告(eLTax)が利用できません。詳しくは左記まで問い合わせいただくか、HPをご覧ください。

・eLTax地方税ポータルシステム
☎ 0570-081459
HP <https://www.eltax.lta.go.jp>

⑤ 町内で事業をされている方には、12月下旬に申告書を送付します。同封の「償却資産申告の手引き」をご覧ください。また、事業をされている方で申告書が届いていない方は、お問い合わせください。

【申告窓口】

- ・財務課資産税係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

・財務課資産税係
☎ 0137-62-2114

※左記以外にも事業用の資産があれば申告が必要です。

【主な償却資産の例示】

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物	舗装(駐車場・構内)、フェンス、看板、広告塔、門、石油タンク等
2 機械および装置	加工・製造機械、冷蔵・冷凍装置、ブルドーザ、コンプレッサ等
3 船舶	漁船、作業船、ボート等
4 航空機	ヘリコプター、グライダー等
5 車両運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車(最高速35km/h以上のトラクター等)で登録番号が0と9の車両も含む。 ※自動車税および軽自動車税の対象となるものは除く。
6 工具器具備品	作業工具、測定工具、机、椅子、パソコン等家電製品、自動販売機等

ご注意ください！

水道の凍結

気温がマイナス4℃以下になると、水道凍結事故が多くなりますので、凍結を防ぐためにも就寝前や家を留守にするときは、水を落とすことをおすすめします。

万一、凍結してしまった場合は、蛇口や管にタオルを巻き、お湯をかけてください(左図参照)。それでもまだ水が出ない場合は、次の凍結修繕業者に修繕を依頼してください。



頼ってください(凍結解氷の費用は皆さまの負担になります)。
なお、積雪や落雪などで水道メータの検針ができない場合がありますので、メータまでの通路確保にご協力をお願いします。

【標準工事料】

凍結解氷(電気解氷器)
30分まで6,600円

10分ごと500円(税抜)

【問い合わせ先】

- ・環境水道課水道係
- ☎ 0137-63-2020
- ・熊石総合支所地域振興課
- ☎ 01398-2-3111

住所	凍結修繕業者名	電話番号
東 町	(有) 佐藤設備	63-2924
東 町	西谷試錐工業(株)	63-3298
東 町	三河設備工業(株)	63-4202
出雲町	(株)角田配管工業所	62-2578
相生町	(有)BABANEN	62-2365
大新	(有)蜂谷工業	64-3612
宮園町	対馬設備	62-3160
立岩	シバタ設備機工	62-3405
山崎	小出商会	090-5075-2696
春日	石田水道工事店	62-4335
落部	(有)谷藤	67-2148
落部	ヤマニ坂本商店	67-2056
熊石平町	(株)上杉建設	2-2308
熊石根崎町	手塚工業	2-3968
熊石根崎町	干場電気商会	2-3256